

飯塚市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第43号

## 飯塚市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

### (飯塚市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 飯塚市水道事業給水条例(平成18年飯塚市条例第210号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第10条 給水装置工事は、法第16条の2第1項の規定により企業管理者が指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)がしなければならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、企業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下、この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(工事の施工)</p> <p>第10条 給水装置工事は、法第16条の2第1項の規定により企業管理者が指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)がしなければならない。</p>
2 (略)	2 (略)
(メーターの貸与)	(メーターの貸与)
第17条 (略)	第17条 (略)
2 前項の保管者は、善良な <u>管理者</u> の注意をもってメーターを管理しなければならない。	2 前項の保管者は、善良な <u>企業管理者</u> の注意をもってメーターを管理しなければならない。
3 (略)	3 (略)

### (飯塚市工業用水道条例の一部改正)

第2条 飯塚市工業用水道条例(平成18年飯塚市条例第211号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第3章 給水装置等の <u>施工</u> 及び管理(第8条—第14条)  第3章 給水装置等の <u>施工</u> 及び管理 (工事の <u>施工</u> )	第3章 給水装置等の <u>施工</u> 及び管理(第8条—第14条)  第3章 給水装置等の <u>施工</u> 及び管理 (工事の <u>施工</u> )
第10条 給水装置工事の設計及び <u>施工</u> は、企業管理者の承認した設計に基づき、企業管理者の指定する者に <u>施工</u> させなければならぬ。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、企業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下、この項において同じ。)又は他の市町村長が指定をした者に給水装置工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	第10条 給水装置工事の設計及び <u>施工</u> は、企業管理者の承認した設計に基づき、企業管理者の指定するものに <u>施工</u> させなければならぬ。
2 (略)  (給水装置の管理)	2 (略)  (給水装置の管理)
第12条 使用者は、善良な <u>管理者</u> の注意をもって給水装置を管理し、異状があると認めたときは、直ちに企業管理者に届け出なければならない。	第12条 使用者は、善良な <u>企業管理者</u> の注意をもって給水装置を管理し、異状があると認めたときは、直ちに企業管理者に届け出なければならない。
2~4 (略)  (給水装置の変更)	2~4 (略)  (給水装置の変更)
第14条 企業管理者は、配水管の移動その他によって給水装置に変	第14条 企業管理者は、配水管の移動その他によって給水装置に変

更を加える工事を必要とするときは、使用者の同意がなくても工事を施行することができる。

2 (略)

更を加える工事を必要とするときは、使用者の同意がなくても工事を施工することができる。

2 (略)

(飯塚市下水道条例の一部改正)

第3条 飯塚市下水道条例(平成18年飯塚市条例第212号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(排水設備等の工事の実施)  第8条 排水設備等の新設等の工事は、企業管理者が指定した排水設備事業者(以下「指定業者」という。)に施行させなければならぬ。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、企業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるとときは、この限りでない。</u>	(排水設備等の工事の実施)  第8条 排水設備等の新設等の工事は、企業管理者が指定した排水設備事業者(以下「指定業者」という。)に施行させなければならない。
2 (略)	2 (略)
(汚水排出量の認定)	(汚水排出量の認定)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 使用者は、善良なる <u>管理者</u> の注意をもって前項の装置を管理し、	3 使用者は、善良なる <u>企業管理者</u> の注意をもって前項の装置を管

使用者の責めに帰すべき事由によりその装置を失し、又は損傷したときは、市にその損害を賠償しなければならない。

(占用料)

第27条 企業管理者は、前条の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

2 (略)

第37条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(10) (略)

(11) 第6条第1項若しくは第14条又は第18条第1項第3号若しくは第26条の規定による申請書又は書類、第6条第2項前段、第14条又は第15条第1項若しくは第2項又は第21条の規定による届出書又は資料で不実の記載のあるものを提出した申請者又は届出者

別表第2(第25条関係)

手数料

理し、使用者の責めに帰すべき事由によりその装置を失し、又は損傷したときは、市にその損害を賠償しなければならない。

(占用料)

第27条 企業管理者は、前条の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法昭和27年法律第292号第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

2 (略)

第37条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(10) (略)

(11) 第6条第1項若しくは第14条又は第18条第1項第3号若しくは第26条の規定による申請書又は書類、第6条第2項前段、第14条又は第15条第1項若しくは第2項又は第21条の規定による届出書又は資料で記載のあるものを提出した申請者又は届出者

別表第2(第25条関係)

手数料

種別		単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
4	公簿、公文書、図面の写し(日 本産業規格A列3番)	1枚につき	300円
(略)	(略)	(略)	(略)

種別		単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
4	公簿、公文書、図面の写し(日 本産業規格A列3番)	1件につき	300円
(略)	(略)	(略)	(略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。